

欧州圏における高等教育資格の国境を越えた 通用性に関する規範的枠組み

European Regulatory Framework of the Transborder Validity
about Higher Education Qualifications

訳 早 田 幸 政*
堀 井 祐 介**

総括解説

今日におけるグローバル化の進展に伴い、国内外で取得した大学の学位や修了認定さらには経験学習等の多様な学習歴を、「正規の修学」として各国間でどう相互承認するかが高等教育上の大きな課題となっている。我が国はこうした課題に対処すべく、アジア太平洋地域における学生や職業人等の円滑な移動を容易にすることと併せて、域内の高等教育の質保証の確保などを目的に、2017年12月、「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」に署名した。同規約は、2018年2月に発効をみた。

すでに歴史的、政治・経済的な背景の下、米国等に対抗し高等教育の国際競争力を高める道を模索しその枠組み構築に着手していた欧州諸国は、1999年6月のいわゆるボローニャ宣言を機に、2009年を目途とした「欧州高等教育圏」の創設を目指して高等教育の統合化の道を歩み始めた。

こうした高等教育の地域統合の機運醸成の端緒となった一つが、ユネスコ主導下で1997年4月に批准された「欧州圏の高等教育に関する資格の承

* 所員・中央大学理工学部教授

** 嘱託研究所員・金沢大学国際基幹教育院教授

認に関する条約」である。他の一つは、周知の如く、2004年の欧州憲法条約を基礎にその改革条約として位置づけられたリスボン条約が2009年に発効し、それまでの欧州経済共同体がEU（欧州連合）として新たな局面へと歩を進めたことである。

後者についていえば、リスボン条約の枠組みの中に位置づけられるEU機能条約を介して、欧州域でのモノ、サービス、資本にとどまらず、ヒトの自由な移動を保障・促進する「域内市場」の確立が指向されることとなった。また併せて、すでに1993年発効のマーストリヒト条約により承認された「EU市民」の法概念の具現化の一環として、加盟国国民は、経済活動に携わると否とに関わりなく他の加盟国への移動の自由が付与されてきた。さらに、リスボン条約の枠組みの中でEU機能条約等と同等の地位が与えられ、人権保障条項で構成されるEU基本権憲章は、その第45条でEU加盟国内での「移動並び居住の自由を」を認めただけで、第14条において「教育を受ける権利」と併せて「職業上の継続的な訓練にアクセスする権利」（同第1項）を保障した。すなわち、EU法の形成に向けた準備過程そしてリスボン条約を軸とするEU法の展開の中で、学習機会を求めるとヒトの自由移動を「人権」として認めることにより、EUの強固な市場経済競争力を牽引する有為な人材の育成を図ることに加え、円滑なヒトの移動を媒介に平等性の原則の下、EU加盟国の国民に対して加盟各国の教育を受ける機会を保障することが指向されたのである。

さて教育固有の分野、とりわけ高等教育分野におけるEU法制の重要な一翼を担っていたのが、上記「欧州圏の高等教育に関する資格の承認に関する条約」である。同条約には、ヒトの自由移動に関するEU法制の基幹的な特質が広範に包含されるとともに、高等教育のアクセスを阻害する国家間の障壁の撤廃と「市場」環境の平等原則を重視するEU法の基本的考え方が色濃く反映されていた。同条約を特徴づけるそうした側面は、欧州各国間の高等教育システムの比較の中で、国別の高等教育の質保証の効果を欧州域で相互共有することを通じ、域内の学習者・職業人や雇用者の様々な需要の適切に対処し得る「高等教育市場」の形成を目指したボロー

ニャ・プロセスの趣旨とも整合していた。加えて同条約はユネスコ主導の下で批准・発効したという経緯を踏まえ、世界平和と人類共通の福利の実現に向けて教育・学術文化の協力関係と交流の促進を標榜するユネスコのミッションを十全に反映するものとなった。

ところで、学生・研究者や職業人の国境を越えた円滑移動に資するべく、ボローニャ・プロセスの目指す各国の高等教育の質保証とその効果の等価性・透過性の確保を通じた「欧州高等教育圏」の構築に向け、2004年に「欧州高等教育質保証協会（ENQA）」が設立された。ENQAは、高等教育への円滑アクセスの推進とその地域統合を旗印に、欧州諸国の高等教育質保証機関を対象とした「質保証機関」としての「適格認定（accreditation）」活動を基礎に、これら質保証機関による高等教育質保証の効果を各国間で相互承認できるよう、域内の質保証システムの実効性を確保するための取り組みを進めていった。また、ENQAの適格認定制度の下、精度の高い公共サービスを担う高度人材育成プログラムの質保証を展開してきたのが「欧州公共行政アクレディテーション協会（EAPAA）」である。

本誌掲載の翻訳文書は、欧州域の高等教育に係る学位等の相互承認に関する上記基本条約のほか、同域の高等教育質保証に従事しその域内における質保証の効果の互換性を担保する役割を果たしている2つの機関の基本規範の全文並びにその一部抜粋で構成されている。最後にこれら翻訳文書が、質保証を介した同域の高等教育の地域統合のための規範的枠組みの提示を目的としたものであることを、あらためて確認しておきたい。

個別解説

我が国は、アジア太平洋地域における学生や職業人の円滑な移動を容易にするとともに、域内の高等教育の質保証を確保すること等を目的に、2017年12月に「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」に署名した。同規約は2018年2月に発効した。

こうした高等教育の地域統合の機運醸成の端緒となった一つが、ユネス

コ主導下で1997年4月に批准された「欧州圏の高等教育に関する資格の承認に関する条約」である。

欧州では、リスボン条約が2009年に発効し、それまでの欧州経済共同体がEU(欧州連合)として新たな局面へと歩を進めたことを機に、ヒトの自由な移動を保障・促進する「域内市場」の確立が指向されてきた。これに先立つ1993年発効のマーストリヒト条約によって承認された「EU市民」という法概念の下、加盟国国民は、経済活動に携わると否とに関わりなく他の加盟国への移動の自由が付与されてきた。さらに、リスボン条約の規範構造における人権保障条規としての性格を有するEU基本権憲章は、その第45条でEU加盟国内での「移動並び居住の自由」を認めたほか、第14条において「教育を受ける権利」と併せ「職業上の継続的な訓練にアクセスする権利」(同第1項)を保障した。

ところで、教育分野とりわけ高等教育分野におけるEU法制の重要な一翼を担っているのが、上記「欧州圏の高等教育に関する資格の承認に関する条約」である。同条約は、1999年6月、欧州各国の教育担当大臣が署名したいわゆるボローニャ宣言を起点として、高等教育の共通的・統合的空間としての「欧州高等教育圏」創設に向けた制度的基盤を提供したもので、高等領域における今日のEU法制の重要な一翼をなしている。このことと同時に、欧州域の高等教育資格承認条約は、学生や職業人のグローバルな移動に資するような良質の高等教育へのアクセスを容易ならしめるため、ユネスコ主導で締結された世界6地域の高等教育資格に係る地域相互承認規約の母法として位置づけられるもので、2017年に我が国が署名した上記条約の原型としての意義をも有していた。従って、今回翻訳した当条約は、世界平和と人類共通の福利の実現に向けて国境を越えた教育交流の促進を目指すユネスコの基本理念を具体化するという基本的前提の下、各締結国の学生等が他の締結国の教育資源に容易にアクセス可能とすることや他の締結国の教育を継続して受けこれを修了する努力の成就を容易にさせることなど、平等原則を基調とするEU法に随伴する法原則の特質が条文中の随所で具現化されていた。

欧州高等教育質保証協会 (the European Association for Quality Assurance in Higher Education, ENQA) (設立時の名称は European Network for Quality Assurance in Higher Education) は、1994年から1995年にかけての「高等教育における質評価試行プロジェクト (the European Pilot Project for Evaluating Quality in Higher Education)」での構想をもとに、1998年に EU 法の運用母体である欧州委員会からのヨーロッパにおける高等教育質保証連携に関する勧告および1999年のボローニャ宣言を受けて、2000年に設立された機関である。

欧州高等教育圏 (European Higher Education Area, EHEA) 構築を目指したボローニャ宣言を具現化するための活動がボローニャ・プロセスである。ボローニャ・プロセスにおいて定期的に教育担当大臣会合が開催され、合意文書がコミュニケとして発表される。EHEAにおける質保証をテーマとした2003年のベルリン・コミュニケに基づき策定されたのが「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン (Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area, ESG)」である。ENQA は、ESG 策定 (2005年) および改訂 (2015年) の中心機関であり、かつ、その運用母体である。

ENQA は、ESG の運用を通して、高等教育への円滑アクセスの推進とその地域統合を目指すとともに、外部評価を通しての欧州諸国の高等教育質保証機関を対象とした「質保証機関」の「適格認定 (accreditation)」活動を行い、これら質保証機関による高等教育質保証の効果を各国間で相互承認できるよう、域内の質保証システムの実効性を確保するための取り組みを進めている。これらの活動の根拠として、ENQA はその「ENQA 規則 (ENQA Statutes)」において「EHEAにおける質保証手続きとその仕組みを発展させること、高等教育の質および質保証に関する課題について欧州レベルでの政策決定に影響力を行使すること」をその目的の中で謳っており、また、「ENQA 運用規則 (ENQA Rules of Procedure)」において ESG 遵守度合を基準とした「各国の質保証機関の外部評価を調整すること」としている。この外部評価は ENQA 会員に認定されるための必須

条件である。

また、高等教育の重要な一角を占め、地球規模での精度の高い公共サービスを担う高度人材育成プログラムの質保証をENQAの「適格認定（accreditation）」の枠組みの中で展開しているのが「欧州公共行政アクレディテーション協会（EAPAA）」である。欧州域内の熾烈さを増す学生獲得市場の存在を視野に収めつつ、EAPAAは、公共政策領域での高度職業人を目指し国境を越えて移動する学生に対し、「卓越性（distinction）」の認められた高等教育へのアクセスを容易にすることを目的に、ポーニャ宣言が発出された1999年より、欧州域の公共政策学位プログラムを対象に分野別質保証の視点から教育プログラム・アクレディテーションを実施している。同アクレディテーションは、本誌掲載の翻訳に係るEAPAAの自主規範である評価基準に即して行われる。本評価基準が、前述のENQAの欧州域における高等教育質保証機関等を対象とした質保証のためのガイドラインと適切に整合していることはいうまでもない。

以下に、「欧州圏における高等教育資格の国境を越えた通用性に関する規範的枠組み」を理解するため、「欧州圏の高等教育に関する資格の承認に関する条約」、「ENQA規則」、「EAPAAアクレディテーション基準」の翻訳の一部抜粋を紹介させていただく。

* * *

欧州圏の高等教育に関する資格の承認に関する条約¹⁾
(Convention on the Recognition Higher Education in the European Region)

前文

本協約の締結国は次の責務を負っている。

「教育権（right to education）」は人権であり、高等教育は知識を探索し

1) 欧州会議（Council of Europe）欧州条約集（European Treaty Series, ETS）No. 165（2019年9月閲覧）。

これを発展させる手段で、個人と社会の双方にとって非常に豊かな文化的、科学的資産である、という事実を認識すること。

高等教育が、平和の希求、相互理解と寛容の精神の醸成、諸国民と国家間の相互信頼の創出において重要な役割を果たしていることを理解すること。

欧州圏の教育システムにおける優れた「多様性 (diversity)」が、十分尊重されるべきかけがえのない宝物 (exceptional asset) である文化的、社会的、政治的、思想的、宗教的、そして経済的な「多様性」を反映したものであることを理解すること。

各国の国民並びに各締結国の高等教育機関の学生が、他の締結国の教育資源に容易にアクセスすることにより「多様性」という他に替え難い宝物、とりわけ他の締結国の高等教育機関の教育を継続して受け修学期間を経てこれを修了する努力の成就を容易にするという貴重な経験から得られる利益を欧州圏の全ての人々が共有できるよう切望すること。

欧州圏の他の国々で得た学修体験、サーティフィケート、ディプロマおよび学位 (degrees) の「承認 (recognition)」が締結国間の学生や研究者の移動の促進に係る重要な指標であることを理解すること。

高等教育機関の「自律性 (autonomy)」の原則の重要性を認識するとともに、同原則を支え守る必要性を自覚すること。

「資格 (qualifications)」の「承認」が教育を受ける権利並びに社会的責任の中軸的要素であることを確信すること。

欧州における高等教育の「資格」の「承認」に係る以下の「欧州会議 (Council of Europe)」およびユネスコの規約に配慮すること。

- ◇ “大学への入学につながるディプロマの等価性 (Equivalence) に関する欧州規約” (1953, ETS No. 15) および同議定書 (Protocol) (1964, ETS No. 49)。
- ◇ “大学の修学期間の「等価性」に関する欧州規約” (1956, ETS No. 21)。
- ◇ “大学の「資格」の高等教育上の「承認」に関する欧州規約” (1959,

ETS No. 32）。

- ◇ “欧州圏諸国の高等教育に係る学修，ディプロマおよび学位の「承認」に関する規約”（1979）。
- ◇ “大学の修学期間に関する標準的な「等価性」に関する欧州規約”（1990, ETS No. 138）。

ユネスコの枠組みの中で採択され欧州圏の高等教育上の「資格」を部分的にカバーする地中海沿岸の“アラブ諸国と欧州諸国の高等教育に係る学修，ディプロマおよび学位の「承認」に関する国際規約（International Convention on the Recognition of Studies, Diplomas and Degree in Higher Education in the Arab and European States bordering on the Mediterranean）”（1976）にも配慮すること。

上記規約は，世界の他の地域をカバーするユネスコの規約やその国際勧告（international recommendation）の存在およびこれら地域間における情報交換を促進させる必要性などとの関係で考慮されなければならないということに十分留意しておくこと。

上記諸規約の採択以降，国別および国家間の高等教育システムにおける「多様性」が大きく進展するなど，欧州圏における高等教育に広範な変化が招来されたことと併せ，こうした進展に対応させた法的措置を定めこれを実践に移すことが必要となったことを認識すること。

欧州圏で実際に惹起された資格承認問題の共通的な解決策を見いだす必要に迫られていることを認識すること。

現行の資格承認の手順を改善してこれをより透過的なものにするとともに，欧州圏の高等教育の現状により適合したものとすることの必要性を認識すること。

欧州圏における現行の資格承認の手順の改善・開発のための枠組みの提供に向け，欧州会議とユネスコが互恵（joint auspices）の関係において起草し採択した規約の積極的意義を確信すること。

施行が予定される本規約の諸原理や諸規定を適用するための恒常的な実施のメカニズムを構築することの重要性を認識すること。

締結国は、次の諸点で合意した。

第1節—諸定義

第1

本規約の目的に即し、次の用語は、以下のような意味で把握するものとする。

(高等教育への) アクセス (Access to higher education))

高等教育を受けもしくはこれを受けようと考えている「資格」を充たした志願者の権利。

(高等教育機関および高等教育プログラムへの) 入学許可 (Admission to higher education institutions and programmes))

当該教育機関や当該教育プログラムが展開する高等教育に係る学修を希望する「資格」を充たした志願者を対象とした入学許可行為もしくはその許可システム。

(教育機関もしくは教育プログラムを対象とした) アセスメント (Assessment (of institutions or programmes))

高等教育機関もしくは高等教育プログラムの教育の質を確定するための手続。

(各個人の「資格」を対象とした) アセスメント (Assessment (of individual qualifications))

権限ある組織体 (competent body) によって行われる各個人が海外で得た「資格」を対象とした書面による査定 (appraisal) もしくは評価 (evaluation)。

権限ある承認機関 (Competent recognition authority)

海外の「資格」を承認するに当たり、拘束力ある決定を行う任を委ねられた公的な組織体。

高等教育 (Higher education)

各締結国の関係機関が高等教育システムに属するものとして承認したもので、中等後レベル (post secondary level) に位置づけられるあらゆる種

類の学修コースや学修コース群，教育訓練や研究のための準備学修。

高等教育機関（Higher education institution）

各締結国の関係機関が高等教育システムに属するものとして承認した「高等教育提供機関（establishment providing higher education）」。

高等教育プログラム（Higher education programme）

各締結国の関係機関が高等教育システムに属するものとして承認したもので、その修了時に学生に対し高等教育に係る「資格」を付与する学修コース。

修学期間（Period of study）

評価され挙証の対象とされてきた高等教育プログラムの要素をなすもので、それ自体教育プログラムの修了に直結するものではない一方で、知識やスキルを十全に習得したことを示すもの。

資格（Qualification）

A. 高等教育資格（Higher education qualification）

高等教育プログラムを問題なく修了できたことを証明する権限ある機関によって授与された学位，ディプロマ（diploma）その他の修了証明書（certificate）。

B. 高等教育にアクセスする資格（giving access to higher education）

教育プログラムを無難に修了し得たことを証明する権限ある機関によって授与され，かつその「資格」の保持者に高等教育を受ける権利（「アクセス（access）の意の定義を併せ参照）を認める学位，ディプロマその他の修了証明書。

承認（Recognition）

権限ある機関による海外の教育上の「資格」に対する公的認定であり，教育や雇用へのアクセスの可否を判断するためになされるもの。

要件（Requirement）

A. 一般的要件（General requirement）

高等教育（もしくはそのうちの一定レベルの教育）へアクセスし，あるいはそのうちの一定レベルの高等教育上の「資格」を得ようとする場合

に、充足しておかなければならない要件。

B. 特別要件 (Specific requirement)

一般的要件が充足されていることを前提に、特定の高等教育プログラムを受けるため、もしくは特定学問分野の高等教育上の「資格」の授与を得ようとする場合に満たしておかなければならない要件。

第2節—関係機関の権限

第2.1

1. 締結国の中央政府機関は、「資格」承認の可否に関する決定を行う権限を有しているが、各締結国は、速やかに本規約の諸規定に拘束され、本規約の管轄事項を対象にこれら諸規定の実効性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

「資格」承認の決定権限が、締結国の構成要素となっている場合、各締結国はその規約に署名する際もしくは批准 (ratification)、受諾 (acceptance)、承諾 (approval)、加入 (accession) に係る書面を寄託する (depositing) 際にまたはその後いつでも、当該国の憲法構造や統治構造に係る簡潔な文書を寄託者 (depositories) に提供するものとする。そこで、その締結国において指定された構成要素たる権限ある機関は、本規約の管轄事項を対象にこれら諸規定の実効性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

2. 「資格」承認の可否に関する決定権限が個別高等教育機関もしくはその他の機関にある場合、各締結国は、憲法構造や統治構造に従って、これら高等教育機関その他の機関に本規約の写しを送付するとともに、本規約の諸規定を肯定的に検討しその実効に向けてあらゆる手段を講じるものとする。
3. 本条第1項、第2項の規定は、以下の諸規定に定める締結国の義務について準用する。

第2.2

各締結国、ローマ教皇庁 (Holy See) および「欧州共同体 (European

Community)」はその規約に署名する際もしくは批准 (ratification), 受諾 (acceptance), 承諾 (approval), 加入 (accession) に係る書面を寄託する (depositing) 際にまたはその後いつでも、「資格」の承認案件において異なる種類の決定を行う権限ある機関の情報を本規約の寄託者に通告するものとする。

第2.3

本規約のいかなる規定も、ある締結国が交付した「資格」の承認に関し、現在の締結国や招来の締結国に適用される本現行規約や今後の改正規約中に含まれまた新たに生ずる一層有利な規定に影響を及ぼすことはない。

第3節—「資格」のアセスメントに関する基本原則

第3.1

1. 締結国によって交付された「資格」保持者は、権限ある機関へ要請の上、その「資格」についてアセスメントを受けることができる。
2. 承認」の対象となっている「資格」の価値に関係しない個人的背景、具体的には、申請者の性別、人種、障害の有無、言語、宗教、政治上その他の意見、国籍や民族および社会的な出自、国内のマイノリティとのつながり、財産、出生、その他社会的身分に基づいて、またそれ以外の環境・条件を理由に、差別的扱いをしてはならない。こうした権利を保障すべく、各締結国は、修得した知識・スキルのみに基づき、「資格」承認の申請に係るアセスメントのための適切な措置を講じなければならない。

第3.2

各締結国は、「資格」のアセスメントと「承認」のための審査手続・基準が透過的、系統的で信頼度の高いものであるよう、十全に措置しなければならない。

第3.3

1. 「承認」の決定は、承認申請されている「資格」に係る適切な情報

に基づいて行うものとする。

2. 適切な情報を提供する第一次的責任は、その申請者にある。申請者は、誠実にその情報を提供しなければならない。
3. 申請者が上記責任を負う一方で、所要の「資格」を交付した教育機関は、申請者からの要請に基づき合理的な範囲内で、その「資格」保持者に係る関連情報を、受入れ国の教育機関もしくは権限ある機関に提供することが義務づけられている。
4. 締結国は、同国の教育システムに属している全ての教育機関に対し、適宜、当該教育機関から交付された「資格」をアセスメントする際の情報提供に係る合理的な要請に応じるよう指示もしくは奨励するものとする。
5. 「承認」申請が必要な要件を充足していないことの証明責任は、アセスメントの実施主体が負っている。

第3.4

各締結国は、「資格」承認を円滑に進めるべく、当該国の教育システムに関する情報が適切かつ明確に提供できるよう、十全に措置しなければならない。

第3.5

「承認」の決定は、権限ある承認機関により、当該案件に必要な状況が提供された時点を起点に、予め定められた合理的な期間内に行うものとする。「承認」を保留する場合、その理由が明らかにされるとともに、申請者が爾後に承認手続を進められるよう、そのための手順に関する情報が提供されなければならない。もし「承認」が保留され、もしくは所要の決定がなされなかった場合、申請者は、合理的な期間内に異議申し立てを行うことができるものとする。

第4節—高等教育にアクセスする「資格」の承認

第4.1

各締結国は、その国の高等教育システムに属している教育プログラムへ

のアクセスができるよう、他の締結国の高等教育へのアクセスに係る一般的要件を充たしていれば、当該締結国で交付された「資格」を承認すべきである。但し、「資格」を交付された締結国と「資格」申請がなされている締結国との間で、アクセスに係る一般的要件に実質的な差異がある場合はこの限りではない。

第4.2

締結国が、他の締結国で交付された「資格」の申請者に対し、その申請に基づき、当該「資格」のアセスメントを受けるようにすることで足りると判断した場合、その案件に対し第4.1の規定の条項が準用される。

第4.3

当該「資格」が、これを交付した締結国における特別の形態の高等教育機関もしくは高等教育プログラムに限定してアクセスが可能であるものについて、互いの締結国間で、高等教育システムに属する教育機関における類似の特別な教育プログラムへのアクセスを、当該「資格」の保持者に対して認めるべきである。但し、「資格」を交付されている締結国と「資格」申請がなされている締結国との間で、アクセスに係る要件に実質的な差異がある場合はこの限りではない。

第4.4

特定の高等教育プログラムへの入学に当り、そこへのアクセスに係る一般的要件に加え特別要件をも充たしていなければならない場合、当該締結国の関係する権限ある機関は、他の締結国で交付された「資格」を有する申請者に同等の追加的な要件を課すか、他の締結国で交付された「資格」を有する申請者が同等の要件を十分充足し得ているかどうかをアセスメントするか、そのいずれかを選択することができる。

第4.5

「資格」を交付した締結国において、学校が発行した「修了証明書（certificates）」が、高等教育へのアクセスのために必要な要件に加え追加の試験と組み合わせた場合のみ（その質に係る審査を終えている場合にのみ）高等教育段階に進むことを認めている場合、他の締結国には、そうした要

件を充たしていることを条件にそのアクセスを認め、もしくはその際に当該国の教育システムにおける同様の追加的な要件を充たすための追加的な代替措置を提供することができる。全ての締結国、ローマ教皇庁や欧州共同体は、その規約への署名時もしくは「批准 (ratification)」、 「受諾 (acceptance)」、 「承諾 (approval)」、 「加入 (accession)」 に係る書面を寄託する (depositing) 際にまたはその後いつでも、「寄託者 (depositories)」 の一に対し、本条を適用しようとするに当り、本条の該当規定と対象となる締結国名とその理由を通告するよう要請される。

第4.6

高等教育機関もしくは高等教育機関の該当教育プログラムへの学生の受入れについて、第4.1、第4.2、第4.3、第4.4および第4.5の諸規定の適用を妨げないという前提を維持した上で、その入学を禁止しもしくは選抜を行うことができる。高等教育機関や教育プログラムへの入学者選抜が行われる場合、学生の受入れ手続は、海外で交付された「資格」のアセスメントが第3節に規定する「公正性の原則や差別禁止の原則 (principles of fairness and non-discrimination)」 に即して実施されることが十全に担保されねばならないという視点から制度設計されるべきである。

第4.7

高等教育機関への学生の受入れについて、第4.1、第4.2、第4.3、第4.4および第4.5の諸規定の適用を妨げないという前提を維持した上で、十分な言語能力もしくは当該教育機関が教育活動で用いる言語やその他の特別な言語に係る十分な能力の証明を申請者が行うことを条件に、これを認めることができる。

第4.8

非伝統的型の「資格」を基礎に、高等教育へのアクセスを認めている締結国の場合、他の締結国で取得した類似の「資格」は、「承認」申請がなされている締結国で交付される非伝統型の「資格」の場合と類似の方法でアセスメントするものとする。

第4.9

高等教育プログラムへの学生の受入れに当たり、各締結国は、自国の領域で活動する海外の教育機関によって交付された「資格」について、自国の法令もしくは当該教育機関が本拠を置く締結国と結んだ特定の協定が定める特別要件をもとにこれを承認することができる。

第5節—「修学期間」の承認

第5.1

各締結国は、他の締結国の高等教育プログラムの枠組みの下で修了する「修学期間」を「承認」するものとする。その承認に当たり、承認申請のなされている当該締結国の高等教育プログラムの修了に係る「修学期間」に含めるものとしてこれを行うものとする。但し、他の締結国の修了までの「修学期間」と承認申請の対象となっている締結国の「振り替え (replace)」を求めている高等教育プログラムの該当部分の間に実質的な差異が認められる場合、この限りではない。

第5.2

締結国の高等教育プログラムの枠組みの中で「修学期間」を終えた人に対し、その申請に基づき、当該「修学期間」のアセスメントを受けることで足りると判断した場合、その案件に対し、第5.1の規定の条項が準用される。

第5.3

各締結国は、とりわけ、次に該当する場合、「修学期間」の「承認」を円滑に行うものとする。

- a. 申請者のこれまでの「修学期間」について責任を負う高等教育機関や権限ある機関並びに申請に対し「承認」の可否についての責任を負う高等教育機関や権限ある機関との間ですでに何らかの合意が存在する場合。
- b. 「修学期間」をすでに終えている学生の高等教育機関が、当該学生について、申請対象となっている「修学期間」に係る必須要件を十

分充たしている旨を証明する学業証明書である「修了証明書 (certificate)」や「授業成績証明書 (transcript)」を交付済みである場合。

第6節—「高等教育資格 (Higher education qualification)」の承認

第6.1

各締結国は、「承認」の決定が「高等教育資格」によって証明された知識・スキルを基礎に行われることを建前とする限りにおいて、他の締結国で授与された「高等教育資格」を承認するものとする。但し、承認申請の対象となっている「資格」と申請を受けた締結国の対応する「資格」との間に実質的な差異が認められる場合はこの限りではない。

第6.2

締結国が、他の締結国で交付された「高等教育資格」の申請者に対し、その申請に基づき、当該「資格」のアセスメントを受けることで足りると判断した場合、その案件に対し、第6.1の規定の条項が準用される。

第6.3

他の締結国で交付された「高等教育資格」を当該締結国が「承認」するに当たっては、次に示す結論の一もしくはその双方を伴うものとして行うものとする。

- a. 所要の考査や「博士号取得に向けた準備学修 (preparations for the doctorate)」など、「承認」申請の対象となっている当該締結国の「資格」の保持者に適用されるものと同条件に従って、上位階梯の高等教育の学習にアクセスするものとする。
- b. 「承認」申請しようとする締結国の法律その他の法規範や管轄権に従って、その「資格」称号を用いること。

加えてその「資格」承認は、「承認」申請しようとする締結国の法律その他の法規範や管轄権に従属する労働市場へのアクセスを円滑にすることを可能ならしめる。

第6.4

他の締結国で交付された「高等教育資格」に対する当該締結国によるアセスメントは、次のような実施主体の別による勧告として行われる。

- a. 一般雇用者のためのもの。
- b. 教育プログラムへ学生を受け入れる教育機関に対するもの。
- c. その他権限ある「承認」機関へのもの。

第6.5

各締結国は、自国の領域で活動する海外の教育機関から交付された「高等教育資格」の「承認」を行うに当たり、自国の法令もしくは当該教育機関が本拠を置く締結国と結んだ特定の協定が定める特別要件を基にこれを行うことを可能ならしめる。

第7節—難民（refugees）、避難民（displaced persons）およびこれらと同等の立場に置かれている人々が保持する「資格」の承認

第7

各締結国は、難民、避難民およびこれらと同等の立場に置かれている人々が、高等教育一般さらには教育プログラムや就業のための要件の充足状況の可否の決定について公正かつ迅速にアセスメントできる手続の開発に向け、当該国の高等教育システムの枠組みの中で、また憲法、法律並びにその他の法規範の諸規定に沿うようなものとして、実現可能で合理的なあらゆる手順を進めるものとする。その手続は、他の締結国で交付された「資格」の存在を明確な証拠に基づいて証明できない場合にも、適用可能なものでなければならない。

第8節—高等教育機関および高等教育プログラムのアセスメントに関する情報
第8.1

各締結国は、これら教育機関が交付した「資格」の質が、承認申請のなされた国において「承認」するに足るものであるかどうかの決定を可能にするため、当該国の高等教育システムに属する教育機関並びにそれら教育

機関で展開する教育プログラムに関する適切な情報を提供するものとする。そうした情報は、次に示す形態を採るものとする。

- a. 高等教育機関や高等教育プログラムを公的にアセスメントする仕組みを確立している締結国の場合：アセスメントの手段とその結果に関する情報、高等教育機関が授与する修了証明に係るタイプ毎の質に関する基準の情報、「高等教育資格」に連結する教育プログラムに固有の質に関する基準の情報。
- b. 高等教育機関や高等教育プログラムを公的にアセスメントする仕組みを確立していない締結国の場合：同国の高等教育システムに属するあらゆる高等教育機関もしくは高等教育プログラムで修得可能な様々な「資格」の承認に関する情報。

第8.2

各締結国は、次に示す事項を作成・保持し、他者に提供するために適切な規定を整備するものとする。

- a. 高等教育システムに属する様々な形態の高等教育機関の概要。そこでは、それぞれの形態毎の高等教育機関の典型的な特徴についても示すこと。
- b. 高等教育システムに属する認可された（公立・私立の）高等教育機関のリスト。そこでは、異なる種類毎の「資格」の授与権者とともに、それぞれの種類・形態の高等教育機関や教育プログラムにアクセスするための要件も明示すること。
- c. 様々な高等教育プログラムの概要。
- d. 締結国が高等教育システムに属するものとして扱っているもののうち、自国以外の場所に置かれている教育機関の一覧。

第9節—「承認」事項に関する情報

第9.1

各締結国は、高等教育に関する「資格」の承認を円滑に進めるため、交付される様々な「資格」の全体像を明らかにできるような透過的な仕組み

の形成に取り組むものとする。

第9.2

1. 各締結国は、関係する情報を正確かつ最新のものとする必要性を自覚し、「国家情報センター（national information centre）」を創設・維持するとともに、これを創設しもしくはそれに変更を加えた場合、その旨を「寄託者（depositories）」の一に通告するものとする。
2. 各締結国の「国家情報センター」は、次の役割を果たすものとする。
 - a. 同センターを設置する国の高等教育システムおよび諸「資格」に関する信頼できる正確な情報へのアクセスを容易にすること。
 - b. 他の締結国の高等教育システムおよび諸「資格」に関する情報へのアクセスを容易にすること。
 - c. 国の法律およびその他の法規範に従って、諸「資格」に係る「承認」事項やアセスメントに関するアドバイスや情報を提供すること。
3. 全ての「国家情報センター」は、その役割を果たすことができるよう、その判断に基づき必要な手段を講じるものとする。

第9.3

各締結国は、「国家情報センター」もしくはその他の方式を通し、「ユネスコ / 欧州会議ディプロマ補足文書（Unesco/Council of Europe Diploma Supplement）」や締結国の高等教育機関の他の比較可能な文書の活用を促進するものとする。

以下、略

ENQA 規則

(Statutes of the European Association for Quality Assurance in Higher Education)²⁾

第1章 名称と会員

第1条 名称

国際的活動を行う非営利の協会が、「欧州高等教育質保証協会」の名称で設立された。その略称は ENQA とする。今後、当規則においては「本協会」と呼ぶ。

本協会は、1921年6月27日に制定された『非営利の協会、国際的非営利の協会および財団に関するベルギー法第3条』の下で運用される。

第2条

本協会の登記上の本部はベルギーのブリュッセルにあるテルブレン通り36-38番地 (Avenue de Tervuren, 36-38, 1040 Brussels, Belgium) である。登記上の本部は、本規則40条に従い、理事会での投票結果によりベルギー国内であれば移すことは自由である。

第2章 本協会の目的

第3条 目的

本協会の目的は以下の通りである：

- 欧州高等教育圏 (the European Higher Education Area, EHEA) における高等教育の質の向上に貢献すること
- EHEA における質保証手続とその仕組みを充実させること
- 欧州レベルおよび国際レベルにおける会員の立場を代弁すること
- 高等教育の質および質保証に関する課題について欧州レベルでの政策決定に影響力を行使すること
- 欧州および世界において質保証機関間の協力関係を強化すること

2) <https://enqa.eu/wp-content/uploads/2016/05/ENQA-Statutes-2015-EN.pdf>
(2019年9月閲覧)

- 全欧州の規模（European dimension）で高等教育質保証を發展させること

第4条 活動

本協会は次に示す様々な活動に関与することでその目的を達成する：

- 会員にサービスと連携の機会を提供すること
- 高等教育質保証に関する情報，専門知識，優れた取り組みを，会員（members），連携会員（affiliates），ステークホルダー，政策立案者に周知し共有すること
- 質保証機関に対する外部評価を調整すること
- 諮問機関としてボローニャ・プロセスに積極的に関わること
- 各種プロジェクトにおいて指導的立場を担いまたはメンバーとして参画すること
- 報告書や政策文書を発行すること
- 欧州および世界の高等教育におけるステークホルダー機関との連携関係を發展強化すること

第3章 本協会への関与

本協会には以下の2種類の方法を通して関与できる：

会員資格（Membership）

連携会員資格（Affiliation）

会員資格

第5条 入会資格

会員資格は、「欧州における高等教育質保証の基準とガイドライン（the Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area, ESG）」において合意されている質保証活動を実践し，会員基準に従って活動する，欧州の高等教育分野での質保証機関に対して開かれている。

会員資格は理事会の決定および総会での承認により付与される。

会員は本協会規則に従うことに同意するものとする。

第6条 入会手続

入会申請は、理事会で定めた様式によって行われる。入会申請は、当該機関の個々の会員基準適合状況を記すものとし、理事会からの条件を満たした方法と基準に拠って実施された独立した外部評価による報告書をもとに、理事会において検討し入会が決定される。要件の詳細は、「ENQA 機関審査手順 (ENQA's procedures for agency reviews)」に規定されている。

理事会の決定は書面により入会を希望する機関に伝達され、総会で承認される。

入会申請手続を規定する詳細な手順は、総会で承認済の「ENQA 運用規則 (Rules of Procedure)」が別に定める。

第7条 権利と義務

本協会の会員は、以下の権利を有する：

- 本協会の活動に関与する
- 総会での投票権行使に積極的に参加する
- 総会での議案に含める項目を提案する
- ENQA ウェブサイトの会員限定領域にある総会関連文書を利用する
- 理事会委員候補を推薦する
- (当該機関が活動している国) において本協会の情報および活動の普及および啓発活動を促進する
- 理事会に各種提案を行う
- ENQA のロゴを使用する

本協会の全ての会員は、1) 年会費を支払う、2) 第3条に定める本協会の目的を促進させる義務を負う、さらに、3) 当規則に定められている条項を尊重する。

本協会の全ての会員は、本協会の利益と衝突を引き起こす個々のまたは共同の活動を控えるとともに、全欧州レベルおよび国際レベルにおいて本協会の利益を拡大することに同意するものとする。

第8条 退会および除名

本協会の会員は、会長宛文書で退会通知を送付することでいつでも退会できる。退会は即刻有効となる。会長は総会および理事会に対してこの退会について通知する。

本協会の会員は、当規則や会員基準に対する違反行為または本協会の評判または実行力に対する損害を引き起こすような活動があった場合、理事会の提案に基づき、総会の決定により、除名される。理事会の提案は総会が承認し決定する。

連携会員

第9条 入会資格

連携会員資格は、会員申請を希望せず、もしくは、何らかの理由で会員申請が困難な組織に対して開かれている。高等教育質保証への関与が明らかである真正（bona fide）な組織または機関は、連携会員の地位を求めることができる。

連携会員は、当規則に従うことに同意するものとする。

第10条 入会手続

連携会員申請は、理事会を名宛て人とする書面で行われる。

理事会の決定は、書面により伝えられるとともに、最終決定のため総会に諮られる。連携会員入会申請手続を規定する詳細な手順は、総会で承認済の「ENQA 運用規則」が別に定める。

第11条 権利と義務

連携会員に対しては、本協会が発行する出版物の受領および各種行事への参加の権利が与えられるほか、ウェブサイトのパスワード保護されている領域を利用する権利も与えられる。ENQA 会員の呼称の権利は付与されない。

連携会員は、非公開の会議を除き、総会に出席する権利を有し、議長の指名により発言をすることもできる。連携会員には投票権は付与されておらず、連携会員の代表者は理事会の構成員になる資格は有しない。

第12条 退会および除名

本協会の会員は、会長宛の文書で退会通知を送付することでいつでも退会できる。退会は即座に有効となる。会長は総会および理事会に対してこの退会を報告する。

本協会の会員は、当規則に対する違反行為または本協会の評判または実行力に対する損害を引き起こすような活動があった場合、理事会の提案に基づき、総会での決定により、除名される。理事会の提案は総会が承認し決定する。

第4章 組織構成

本協会には以下の組織を置く：

- 総会
- 理事会
- 会長室
- 事務局
- 異議申立審査会 (Appeals and Complaints Committee)

I. 総会

第13条 構成

総会は、「ENQA 運用規則」が定める「審査中会員 (member under review)³⁾」を含むものとし、本協会の全会員により構成される。若干の陪席者も総会に出席することができる (第16条参照)。

第14条 権能

総会は、本協会の最高の政策機関であり、意思決定機関である。

総会は以下の項目を処理する：

- 理事会、会長、2名の副会長の選出
- 3分の2以上の決議による理事会の解散

3) 「ENQA 運用規則」第7条に定められているもので、当該機関が外部評価を受けた結果ENQAの会員資格基準を満たしていない場合2年間の猶予期間が与えられ、総会において「審査中会員」の指定を受ける。

- 財務責任者の任命
- 異議申立審査会の委員の選出
- 年度計画，年度活動報告書，決算の承認
- 予算の承認
- 理事会の推薦を経た外部監査役の任命
- 理事会の構成員およびその他責任者の解任
- 会員および連携会員の会費の決定
- 会員および連携会員の入会および除名の承認
- 半年の告知期間を経ることを条件とした事務局の他国への移転
- 第40条の条件に従った当規則の修正決定
- 第39条の条件に従った本協会の解散決定
- 「ENQA 運用規則」の承認
- 会員の退会

会員の20分の1以上の署名による提案が総会開催30日前までに理事会に送られた場合，それらは総会議案とされる。

第15条 運営

(a) 総会の招集

総会は少なくとも年に1回は開催される。総会の日時と場所は理事会が決定する。会長は開催の40日前までに総会を招集する。

(b) 臨時総会

会長もしくは理事会または協会会員の5分の1以上の書面による正式な要求があれば，臨時総会が招集される。

(c) 総会の議長

総会の議長は会長が務める。会長が欠席の場合は，理事会からの推薦に基づき2人の副会長のいずれかが議長となる。

(d) 投票手続

総会成立の定足数は会員の半数である。定足数に満たない場合，総会開催は延期され，再び招集される総会では出席会員数にかかわらず審議が行われる。

当規則で特段の定めがない限り、総会の議案は、出席会員の単純多数決により議決される。

会員は各1票を投ずる権利を有する。

全ての会員は他の会員の代理となることができる。代理委任を行う場合、総会の3週間前にその旨を書面により事務局に通知しなければならない。委任状は、総会への出席登録時に提示しなければならない。

総会へ出席する会員は、総会が特別に決めた場合を除き、他の1会員以上の代理となることはできない。

(e) 議事録

総会での決定事項は議事録に記され、事務局により全ての会員に通知される。議事録は、登記簿上の事務所に保管され、本協会会員の求めに応じて閲覧される。

第16条 陪席者

連携組織、欧州の機関、国際的活動を行っている団体、国内的活動を行っている団体は、会長または理事会の招待により陪席者として総会に出席できる。陪席者は、総会議長の指名により総会での公開議論の場で発言する権利をもつが、投票権は有しない。

II. 理事会

第17条 構成

理事会は、会長、2名の副会長、財務責任者を含む、9名から11名により構成される。

第18条 権能

理事会は本協会の執行機関である。

理事会は、総会での決定事項の実施および本協会の運営全般にわたって責任を有する。理事会は総会に対する説明責任を負う。

理事会は、特に次の項目を掌理する：

- 戦略計画および年度活動計画の策定と監視
- 年度活動報告書、決算の策定

比較法雑誌第54巻第2号（2020）

- 予算執行責任
- 総会に対する外部監査役の推薦
- 本協会会員および連携会員による入会申請の承認および会員の除名の総会への提案
- 会員の会費および連携会員の会費の発議
- 「ベルギー雇用法」に拠る事務局長の任命および会長の発議による事務局長の解任
- 第14条に拠らない場合の事務局所在地の決定
- 第40条に基づく本規則の修正提案
- 運営細則である「ENQA 運用規則」の承認
- 会長決定による会員の権利の一時停止の承認
- 登記簿上の事務所の移転

以下，略

EAPAA アクレディテーション基準⁴⁾

—EAPAA『自己評価報告書作成ガイドライン』（2013年1月改定第7版）より—

1. 前文， 2. 適用可能性 / 適格性， 3. アクレディテーションの有効期限， 4. アクレディテーションの範疇， 略

5. 「基準（Standards）」の意義

本文中に示す「アクレディテーション基準（accreditation standards）」は、「公共行政教育プログラム（Public Administration programmes）」の質の維持と改善・向上を目的として設定された基準である。本基準は、各教育プログラムのカリキュラムの中身やその管理運営の細部について指示することを企図したものではなく、それら教育プログラムを評価する際の

4) EAPAA “Guidelines for the Self-Evaluation Report, Version7 January2013” (2019年9月閲覧).

枠組みを提示している。基準毎に、1もしくは複数のチェックポイントも示している。これらチェックポイントは、その基となっている個別基準に関わる論点や結論の根幹部分を明らかにしたものである。こうしたチェックポイントも重要ではあるが、それは排他的性格をもつものではなく、他の論点の存在を排除するものではない。

5.1 公共行政の領域

アクレディットの対象となっている教育プログラムは、用語の使用法として最広義には、「公共行政 (Public Administration)」を主たる専門分野としているものと見るべきである。公共行政教育プログラムは、分野横断的な特徴を有している。その中には、公共行政に付随するガバナンスとともにマネジメントや政策に関わる全ての側面が包含されるほか、公共行政に影響を及ぼしもしくは公共行政から影響を受ける社会的、経済的要因も含まれている。またそこには、民主主義の価値原理への理解も含まれている。アクレディットされた教育プログラムの責務は、職業技法を獲得させることに終始するにとどまらず、建設的で系統的な理論と実証研究に基礎づけられたアカデミック・スタンダードに従って「公共行政」に係る教育を行うことにある。

本基準の「前文」の箇所でも言及したように、「公共行政」という広い概念を示す用語の下、異なる名称の多くの教育プログラムがこれに該当するよう基準が設計されている。

「公共行政」教育プログラムは、ガバナンスに係る科学的知識を習得するとともにこれを応用することを指向している。こうした目的を共有する個別学位プログラムに適用される基準は、公共分野において学術的役割を果たす高度職業人に必要なアカデミックな教育の提供を希求している。

5.2 ミッションを基盤に据えたアクレディテーション

各教育プログラムは、その教育プログラムの基本方針およびミッションを明確に示すとともに、ミッション、保有資源並びに当該教育プログラム

の構成者層と整合した適切な戦略・目標を開発するための秩序だったプロセスを確立していることが必要である。そしてこのミッションから、信頼性の高い一連の教育目標が成文化されなければならない。さらに教育プログラムの教育目標は、当該教育目標が成就させようとするコンピテンシーや「ラーニング・アウトカム (learning outcomes)」として具体的に示されることが求められる。

本ア krediyasyon 基準の解釈は、当該教育プログラムのミッション、教育目標並びにそのミッションの達成目標に照らして行われる。

5.3 学位レベル

各教育プログラムで修得させようとする「ラーニング・アウトカム」は、「学士 (bachelor degree)」や「修士 (master degree)」に係る修了「資格 (qualifications)」を得る上で一般に必要なものとして国際的に承認された文書の内容と整合していなければならない。

5.4 実践活動およびインターンシップとの関連性

「公共行政教育プログラム」は、ミッションおよび当該教育プログラムの目標に対応した実践的スキルを育むため適切なトレーニングの機会を提供しなければならない。そのため、各公共政策プログラムは、公共行政分野の専門職団体と密接な関わりをもつことが要請される。

5.5 カリキュラム

5.5.1 カリキュラムの内容

各カリキュラムには、分野横断的な学問分野としての「公共行政」の考え方の下、学生に対し民主主義に根ざした法治国家の公共領域において高度専門職としての役割を果たすための準備教育並びに公共行政を専門とする教育研究者となるための準備教育を行うという目的が反映されていることが必要である。

そうしたカリキュラムの全ての構成要素には、当該教育プログラムのミ

ミッションに応じた質と系統性が考慮され表象されていることが要請される。各教育プログラムは、「科学 (science)」としての公共行政分野の発展動向にも対応していなければならない。こうしたことは、ミッション、各教育プログラムの目的が当該カリキュラムの構成要素と明確に関連づけられていることを示すことによって証明可能である。また、カリキュラムの構成要素には、当該教育プログラムへの明示された受入れ要件全体が反映されていることも大切である。

5.5.1.1 コアの構成要素

コア・カリキュラムを通じ、学士もしくは修士のレベルの「公共行政」分野に関わる基本的な概念、理論、方法論並びに歴史（当該分野の名著）が十全に教授されなければならない。

コア・カリキュラムの構成要素は、公共分野における知的、創造的な分析力、コミュニケーション能力、行動力を備えた高度専門職業人を育成するようなものとして編成されていなければならない。コア・カリキュラムの構成要素として位置づけられるコースを通して、経済学、法学、政治学、社会学、公共財政学、情報学および公共経営学さらにはこれら学問分野の相互関係に関わる研究方法論、諸概念と諸理論が教授されることが必要である。

学生たちは、公共セクターにおいて実際に生起している諸問題や研究課題を対象に、（教育研究指導者の監理の下で）自立的にそうした課題に取り組む能力を身につけたことを、当該教育プログラムの学士や修士のレベルにあると認められる小論文や最終論文（学位論文など）などに依拠して挙証する責務を担っている。

こうしたコア・カリキュラムの構成要素は、学生が将来、倫理的かつ効果的に活動していく上で必要な価値観、知識並びにスキルを向上させることに資するものでなければならない。

コア・カリキュラムに関わる上記要件は、「専門性に特化されたコース (specific courses)」には適用されない。また、上記要件は、各学問分野に

時間が均等に割り当てられること、当該教育プログラムに責任を負う教育組織のみで全てのコースをまかなう義務を負うこと、を求めるものではない。さらに、同要件は、各教育プログラムにおける固有の特質の伸張を阻害する視点から解釈してはならない。

5.5.1.2 上記以外の構成要素および専門性に特化された構成要素

各教育プログラムは、追加的な学習に係る教育目標とその必要性の根拠を明確に示すとともに、そこでカリキュラムがその教育目標を達成するためにどう設計されているかを説明しなければならない。教育目標を記した文書中には、当該教育プログラムの「専門性への特化科目（specializations）」、「集中科目（concentrations）」並びに教育を受ける学生の範疇（例えば、未就業者と有職者の別、フルタイム学生、パートタイム学生の別など）に係る記述も含まれる。

5.5.1.3 教育プログラムの構造と教育方針（didactics）

各教育プログラムの内容は、一貫したものでなければならない。その教育理念（didactic concepts）は、当該教育プログラムの目的・目標に沿うものでなければならない。その教育方法は、当該教育プログラムにおける教育上の精神に対応していなければならない。各教育プログラムは、教育プログラム毎に定められた年限の下、予め設定された期間の中で修了できるものでなければならない。

5.5.1.4 学生の受入れ

各教育プログラムの構造、内容および教育理念は、当該教育プログラムの受入れ学生の保持する卒業「資格」に沿うものでなければならない。入学要件に関しては、学生が当該教育プログラムで学び始める前に、慎重に審査しておくことが必要である。入学要件との関連で、同要件の充足のため必要な措置を講ずることが認められた志願者に対し、そのための明確な手続が用意されていなければならない。

5.5.2 カリキュラムの修了年限

カリキュラムの修了年限は、当該教育プログラムの目標に沿うものであるとともに、適用されるアクレディテーションの範疇とも整合していなければならない。

5.5.3 成果

各教育プログラムの修了者が獲得する修了時の「資格」は、当該教育プログラムの「ラーニング・アウトカム」に対応していなければならない。修了者は、公共行政の領域で適切に活動できる力量を身につけておかなければならない。

5.6 質の改善・改革

5.6.1 教育プログラムの達成度

各教育プログラムは、その達成状況をアセスメントしなければならない。その営為を進めるに当っては、プログラムの目標や戦略さらにはその活動を監理し変更していく中で、そうしたアセスメントの情報を定常的に活用するものとする。

本基準の諸規定の第一次的関心事は、公共サービス分野への就職を希望する人々に対し、質の高い高度専門職業人教育を提供することにある。カリキュラム構造とその多様な提供手段における柔軟性と斬新性は、学生の多様な教育ニーズに対応していることが必要である。なぜなら、学生の教育ニーズは、フルタイムもしくはパートタイムという違い、未就業者もしくは有職者という違い、キャリア変更を志望する学生、公共業務/公共政策/公共行政の領域における異なる専門性に関心を抱いている学生といった志望上の違い、などそれぞれ多岐に亘っているからである。

アセスメントに関わる手続・手段は、各教育プログラムとその背景をなす諸条件に適切に合致したものであるべきである。それぞれの教育プログラムは、当該教育プログラムのミッションを十全に具現化できるための手続を開発・活用することが必要である。

5.6.2 カリキュラムの開発

公共行政教育プログラムは、カリキュラムの開発に当り、関係する全てのステークホルダーが関与する適切なプロセスを確立していることを証明しなければならない。

カリキュラムの内容やコミュニケーション手段、教授方法は、時宜に応じ、変更を加えることが必要である。ガバナンスや教育スキルに関する適切な情報の基盤としての柔軟性、刷新可能性が、いずれの教育プログラムの場合でも、学生および教育スタッフのニーズに応える上での重要な特質となっていなければならない。

5.6.3 外部審査

公共行政教育プログラムは、外部審査（EAPAA や他の国内外の評価団体によって行われるもの）の際に指摘された勧告事項が当該教育プログラムの内容・組織体制の変更に結びついている旨を証明できなければならない。

5.7 学生を対象としたアセスメント

各教育プログラムは、学生の個々のパフォーマンスのアセスメントを行わなければならない。教育プログラムは、当該カリキュラムの教育目標と関連づけながら、具体的な方法で学生のパフォーマンスを評価しなければならない。教育プログラムは学生に対し、これを適切にフィードバックしなければならない。

5.8 教育プログラムの管轄権

教育機関全体の枠組みの範囲内で、公共行政教育プログラムに対する責任は、当該教育機関の定めに即し、特定の個人もしくは集団に委ねられている。

教育機関全体に固有の組織と手続制度の下で、教育プログラムの教員や管理者は、当該教育プログラムの重要な諸側面について主導的かつ実質的

な判断権を行使する。

効果的な公共行政教育プログラムは、複数の方式の下に存在する。そうした方式として、自立的な教員集団として、「デパートメント」、「スクール」、「学院 (institute)」として存在するものや、ある大きな教育ユニットの中の責任ある単位として存在するものなど様々である。大学の組織構造の広範に亘る多様性を承認する必要がある以上、同教育プログラムの在り方について特定の形態を採るよう指示できないので、本規定の関心は、当該教育プログラムに係る配慮 (attention)、管理および説明責任の履行状況に向けられている。

5.9 教員

5.9.1 「核となる教員団 (Faculty nucleus)」（「コア・ファカルティ (core faculty)」)

各教育プログラムには、これに第一次的な責任を担う「核となる教員団」を置かなければならない。その責任は、当該教育組織の次の教育階梯で承認される。この正規の教員団は、その教育上の責務を果たすことを目的に当該教育プログラムに貼り付けられた十分な数の教員で構成されるものとする。それぞれの正規教員が当該教育プログラムにおける教育並びに関連する研究やサービス活動にどう関与するかは、当該教育プログラムを置く教育機関が定める。

そうした目的の下、当該教育プログラムの提供とその構造化に関与（全体として当該教育プログラムの質に対し共同責任を負うことの自覚を有していることを含め）している人は誰であれ、その正式な地位がいずれの場所にあるかにかかわらず、（当該プログラムのために注いでいる持ち時間の程度に応じ）該当の教員としてカウントされる。

5.9.2 教員の「資格」

各教育プログラムに能動的に関与する教授職の「核となる教員団」の大多数は、当該専門分野における博士もしくはそれと同等の最終学位を保持

していなければならない。そうした最終学位を有していない教員についても、その担任する役割に直接関連する経歴があるか、あるいは十分な高度専門職業人としてのもしくは研究者としての経験を経ているいなければならない。

教員の有する専門スキルや経験の基礎となっている分野は、当初目的に則して当該教育プログラムを提供する上で必要とされる専門スキルに反映されていることが必要である。教育を担当する全ての教員は、最低要件として、証明可能な基本的な教育スキルを備えていなければならない。その教育スキルは、当該教育プログラムおよびその構成要素に係る教育指導上の指針に順応したものでなければならない。実務家教員の担当するコースの場合、そこでは、それら担当教員の学歴「資格」、過去における専門職業人としての経験並びに教育能力に関わる十全な挙証が求められる。

十分な数の教員が、公共行政に係る研究活動にも能動的に関与していなければならない。

公共行政教育プログラムは、教育、研究およびサービス活動の各領域において、一定規模の教員数、教員の専門性並びに教員の質の確保が求められている。

5.9.3 多様性(ダイバーシティ): ジェンダー、マイノリティに関して

各教育プログラムは、(教授職の)スタッフ間における男女間の数のバランスの維持に配慮しなければならない。その方策は、当該教育プログラムを開設する高等教育機関が明文化している「両性の平等(gender equality)」に関わる諸原則に従って行うものとする。

マイノリティに関する事柄が広く社会的な問題となっている場合や大学もしくはそこに開設された教育プログラムがこの問題への関心を示している場合、当該教育プログラムは、そうした社会的な目標に対応させて、スタッフ間の数のバランスの調整に配慮することが要請される。

5.10 学生の受入れ

学生の受入れに係る目的、方針および基準は、受入れの前提となる基本要件を含め、ミッション並びに当該教育プログラムの目標に沿ったものでなければならない。それら事項は、未就業者、有職者の別やその他学生の種類の違いに応じて、明文化され広く公表されなければならない。

各教育プログラムは、学生間における男女間の数のバランスの維持に配慮しなければならない。その方策は、当該教育プログラムを開設する高等教育機関が明文化している「両性の平等 (gender equality)」に関わる諸原則に従って行うものとする。

5.11 支援サービスおよび施設・設備

施設・設備は、効果的、効率的に当該教育プログラムを展開させていく上で適切なものでなければならない。

5.12 学生サービス

学生サービスは、各教育プログラムのミッションに照らし適切なものでなければならない。教育プログラム履修上の助言、学力向上に関わる評価 (progress appraisal) の相談、就職ガイダンスが、学生にとって身近なものとして提供されなければならない。各教育プログラムは、学生の退学を最小限に抑制するための方針を明確にし適切な手段を講じるものとする。

5.13 社会との関係

各教育プログラムは、潜在的な将来の学生やその他の人々に対し、当該教育プログラムに関する適切な情報を提供しなければならない。

以下、略